

入札監理小委員会における審議の結果報告 環境保全普及推進事業「エコライフ・フェア 2014 実施業務」

環境保全普及推進事業「エコライフ・フェア 2013 実施業務」については、平成 25 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月を契約期間として民間競争入札による事業を実施したところ。「エコライフ・フェア 2014 実施業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。（2 期目）

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

- 前回の民間競争入札実施業務（2013 年フェア実施業務）に対する内閣府評価を踏まえ、必要な検討がなされているか。

＜内閣府評価の概要＞

- ◆ 1 者応札であったことから、企画提案や準備期間等の十分な確保が必要である。
- ◆ 民間事業者の創意工夫の発揮可能性を高めるとともに経費削減にも資するため、業務内容の見直し等の検討を行う必要がある。

【対応】

- 競争性の改善により応札者の増加を促し、民間競争入札の導入効果をより高めるため以下の対応を実施した。
 - ① 入札公告開始時期の前倒し（2 月⇒1 月）及び入札書類提出期間の延長（20 日⇒30 日）を実施（実施要項（案）12 頁）
 - ② 前年度から準備が出来るように平成 26 年度予算要求において、国庫債務負担行為を要求するなど事業期間を延ばす工夫を実施（2015 年フェア実施業務が対象）
 - ③ 今後の本事業実施に係る業務内容の見直し等を検討するため、飲食提供者の募集や出展料の設定に関する事項等を明確にしたうえで、その募集等に関する業務を記載し、創意工夫の発揮可能性や経費削減に資するよう、実施状況の把握に努めることとした（実施要項（案）6 頁）

2. 意見募集の結果について

平成 25 年 11 月 5 日～11 月 19 日まで意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。今後とも環境省は、競争性が高まるよう入札説明会参加者等に対して、積極的な周知活動を進めていくこととする。

以上